



平成 27 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 横 浜 冷 凍 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 山 敏 彦
(コード番号 2874 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 広 報 I R 部 長 鈴 木 大 介
電 話 番 号 045-210-0011

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、定款第 30 条及び定款第 39 条に規定する責任限定契約を社外取締役及び監査役との間で締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名

- ・社外取締役 加 瀬 兼 司
- ・社外取締役 酒 井 基 次
- ・社外監査役 田 中 明 彦
- ・社外監査役 阿 部 博 康
- ・社外監査役 棚 橋 栄 蔵
- ・社外監査役 西 元 徹 也

2. 責任限定契約の締結日

平成 27 年 12 月 22 日

3. 責任限定契約締結の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役並びに監査役と責任限定契約を締結することを可能とする定款の変更議案を、本日開催の当社第 68 期定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、本日上記の社外取締役及び監査役と責任限定契約を締結いたしました。

4. 当社定款 (抜粋)

第 30 条 (取締役との責任限定契約)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 39 条 (監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以上